

保護取扱要綱施行規程

〔 昭和 46 年 8 月 1 日 〕
〔 本部訓令第 24 号 〕

保護取扱要綱施行規程を次のように定める。

保護取扱要綱施行規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、保護の取扱いについて必要な事項を定め、その適正を期することを目的とする。

(準拠規定等)

第 2 条 保護の取扱いについては、保護取扱要綱について（昭和 35 年警察庁丙防発第 7 号。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

2 要綱第 15 条第 1 項ただし書に規定する保護室に収容した者の取扱いについては、留置施設管理運営規程（平成 19 年兵庫県警察本部訓令第 13 号）の規定（捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の使用に関するものを除く。）を準用する。この場合において、被留置者と保護された者の本質的な違いを十分考慮し、その取扱いは、特に慎重を期さなければならぬ。

(保護主任者)

第 3 条 要綱第 3 条第 2 項に規定する保護主任者（以下「保護主任者」という。）は、警察署の生活安全課長又は刑事生活安全課長とする。

2 保護主任者は、警察署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、次に掲げる任務を行うものとする。ただし、執務時間外にあっては、宿直責任者がその職務を代行するものとする。

(1) 保護の要否及び保護場所の決定

(2) 保護された者（以下「被保護者」という。）の救護措置並びに被保護者の所持品の点検及び保管

(3) 被保護者が危険物を所持しているか否かの確認

(4) 被保護者の保護解除、家族、関係機関等への引渡し及び引継ぎ

(5) 保護するに当たって必要な関係機関に対する通報

(6) 被保護者の事故防止及び非常災害時の避難等の措置

第 2 章 保護手続

(保護着手時の危険物等の確認)

第 4 条 警察官は、保護を必要とする者を発見したときは、努めて立会者をもうけて傷病の有無、危険物、貴重品類の所持等について確かめた上、必要な応急の措置を講ずるとともに、保護主任者に報告し、事後の指揮を受けるものとする。

(保護カードの作成)

第 5 条 警察官は、保護に着手したときは、速やかに保護カード（様式第 1 号）を作成し

なければならない。この場合、保護室へ収容するものについては2部作成し、1部を被保護者名簿として保護室へ備え付け、所定の事項を記録しておくものとする。

2 保護主任者は、保護取扱いの都度速やかに保護カード索引（様式第2号）に所定事項を記録して、保護カードを整理するものとする。

（他の警察署保護室への収容の委託）

第6条 警察署長は、被保護者を保護室に収容する場合において、当該警察署に被保護者の収容能力がないとき、又は収容できない特別の事情があるときは、他の警察署の保護室への収容を当該警察署長に委託（以下「保護委託」という。）することができる。ただし、被保護者を専用に収容する施設（以下「保護センター」という。）への保護委託については、次章の規定によるものとする。

（被保護者の引継ぎ）

第7条 地域部機動パトロール隊等の警察官が取り扱った被保護者は、当該被保護者を保護した場所を管轄する警察署の保護主任者に引き継ぐものとする。

（保護委託又は引継ぎ時の留意事項）

第8条 被保護者の保護委託又は引継ぎをするときは、受渡し双方の取扱者が立ち会い、次の事項を確認の上行わなければならない。

- （1）服毒又は自殺のおそれの有無等看守上特に留意すべき事項
- （2）傷病の有無（傷病のあるときはその程度及び応急の措置）の状況
- （3）預り（所持）金品の状況
- （4）保護委託又は引継ぎの日時及び取扱者
- （5）その他保護に関して必要な事項

（保護委託又は引継ぎに伴う措置）

第9条 第6条の規定により保護委託をした被保護者に係る警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条第2項から第5項に規定する措置、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「めいてい者規制法」という。）第7条に規定する措置及び保護解除の措置（以下「所要の措置」という。）は、保護を委託した警察署長が行うものとする。

2 第7条の規定により引き継がれた被保護者に係る所要の措置は、引継ぎを受けた警察署長が行うものとする。

（関係機関への引継ぎ等）

第10条 被保護者の関係機関への引継ぎ、通報（知）及び保護期間延長許可請求は、次の表の区分により行うものとする。

区 分	使 用 書 式	引継ぎ・通報 (知)先
要綱第12条に基づく被保護者を引き取る家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合の同条第1号（精神錯乱者）及び第2号（病人・負	行旅病人等の引継書（様式第3号）	発見場所を管轄する市町長

傷者)の引継ぎ		
めいてい者規制法第7条の規定による通報	アルコール慢性中毒者の保護に関する通知書(様式第4号)	最寄りの保健所長
警職法第3条第5項及びめいてい者規制法第3条第4項の規定による通知	保護取扱通知書(様式第5号)	簡易裁判所
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第24条の規定による通報	精神障害者発見通報表(様式第6号)	兵庫県知事(発見場所が神戸市内であるときは、神戸市長)
警職法第3条第4項の規定による許可状の請求	保護期間延長許可請求書(様式第7号)	簡易裁判所の裁判官

- 2 警職法第3条第4項の規定に基づき、保護期間延長の許可があったときは、その事実を明らかにするため、関係書類を当該保護カードに合わせて編冊しておくものとする。

第3章 保護センター

(名称、位置等)

第11条 保護センターの名称、位置等は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	保護室教	保護定員
神戸東保護センター	神戸市中央区吾妻通5丁目1番2号 葺合警察署敷地内	3	各室 1人
神戸中央保護センター	神戸市中央区中山手通2丁目2番25号 生田警察署敷地内	3	

(保護区分)

第12条 保護センターには、警職法第3条第1項第1号に該当する精神錯乱者及び泥酔者を収容するものとする。ただし、特に必要があるときは、めいてい者(めいてい者規制法第3条第1項に該当する者をいう。)についても収容することができる。

(管理責任者及び収容範囲)

第 13 条 保護センターの管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び収容範囲は、次の表のとおりとする。

名 称	管理責任者	収 容 範 囲
神戸東保護センター	葺合警察署長	神戸市内の各警察署管内で取り扱った被保護者
神戸中央保護センター	生田警察署長	

2 管理責任者は、当該所属の保護センターの管理及び運営について、指揮監督に当たるものとする。

（保護委託の要領）

第 14 条 保護センターに保護を委託しようとする警察署長は、当該管理責任者にその可否を事前に電話照会の上、保護カードとともに身柄を当該保護センターに移送して委託するものとする。

（保護解除等の措置）

第 15 条 保護センターに収容した被保護者の措置は、次によるものとする。

- (1) 管理責任者は、被保護者を委託した警察署長（以下「委託警察署長」という。）から特別の連絡がない限り、自動的に保護解除の措置を行い、その結果を当該委託警察署長に通報すること。
- (2) 委託警察署長は、特別の措置を必要とする被保護者については、保護委託時に管理責任者に連絡の上、自ら保護解除の措置を行うことができる。
- (3) 前 2 号の措置を除く所要の措置は、委託警察署長が行うこと。

第 4 章 報告等

（細則の制定）

第 16 条 管理責任者及び留置施設と別個に保護室が設置されている警察署の長は、この規程を適正に運用するため、保護センター及び保護室の運用について必要な細則を定めなければならない。

2 前項の細則を定め、又は改廃した場合は、その都度生活安全部生活安全企画課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

（報告）

第 17 条 警察署長は、四半期ごとの保護取扱状況を保護取扱状況報告書（様式第 8 号）により次期当初の月の 5 日までに本部長に報告（生活安全部生活安全企画課経由。以下同じ。）するものとする。

2 警察署長は、保護業務に関して次に掲げる事案が発生した場合は、保護業務に関する特異事案の速報書（様式第 9 号）により本部長に報告しなければならない。

- (1) 被保護者の自殺又は自殺未遂事案
- (2) 被保護者のえん下等の自傷又はこれらの未遂事案
- (3) 疾病等による被保護者の死亡事案

- (4) 被保護者の逃走事案
- (5) 警察職員の殉職又は受傷事案
- (6) 警察職員が被保護者を死亡又は負傷させた事案
- (7) 新聞、テレビ等によって報道されることが予想される事案